

2020年3月12日

保育園園長・施設長 各位

「新型コロナウイルス対応に関する緊急アンケート」とへのお礼と
横浜市への緊急要望及び市政記者クラブでの記者発表の概要について

横浜市中区扇町 3-8-7 三平ビル 302
横浜保育問題協議会
TEL・fax 045-663-8720

ご多忙中のところ表記アンケートへのご協力ありがとうございました。約700件余にアンケートを送付いたしましたところ、208園から回答が寄せられました。(3/11時点)

アンケートで寄せられた要望などにもとづき、3月12日の午前中に市長あての緊急要望書を取りまとめ市長宛に提出しました(対応は保育教育運営課)。同日正午から横浜市政記者クラブにおいて、アンケート結果や緊急要望書への横浜市の対応、保育園の実情などについて記者発表を行いました。マスコミ各社も関心が高く、報道9社が参加しました。

マスク不足については、保育関係各方面からの要望が多数寄せられた結果、横浜市は備蓄しているマスクを市内の全保育園・幼稚園などに、13日より各区役所にて1園50枚配布する措置が講じられることになりました。

当会としては、横浜市のこうした対応もふまえて下記の事項について要望いたしました。その概要についてお知らせいたします。一刻も早い新型コロナウイルスの事態の収束と、子どもたちと保育者の安全・健康が守れるよう政府・自治体を上げての、機動的かつ効果的な対応を引き続き求めていきたいと思っております。

記

アンケートの概要

①不足している物資

マスクは各園とも入手困難な状況で、今すぐ不足している園が95%。消毒液については約7割の園で、入手困難及び不足しているとの回答です。体温計やペーパータオルも入荷まで時間がかかる状況との回答です。衛生用品全般に不足が生じています。

②家庭保育の協力要請

物資に続いて多いのは、育休や仕事休み時の家庭保育への協力要請を、横浜市から直接保護者に出してもらいたいとの要望です。

③保育体制の厳しさや、保育士のストレス増大などの現状。安全・安心な保育環境。保育士の健康への不安など、切実なご意見が多数記載されていました。

***横浜市には各園の状況を伝え、市として保育園に寄り添った保育行政を進めるためにも、各園の状況・要望を把握するよう求めました。**

新型コロナウイルス感染防止に関わる緊急要望事項と横浜市の対応

要望事項1

横浜市は保育園が必要とするマスクや消毒用液必要物資の供給を確保し、優先度合いに応じて当面必要な量を、各保育園(認可外を含む)・認定こども園・幼稚園に行き渡るようにすること。

市の対応

十分ではないと思うが、13日より各園50枚のマスクを配布する。政府が自治体のマスク購入を助成すると発表したけど、横浜市として調達の見途はたっていない。消毒液については市として対応できる状況ではない。

保問協より

マスクと消毒液の不足については、各園共通している。せつかく13日よりマスクを配布し区役所に各園が来庁するのですから、そこでアンケートなどを配布してよりきめ細かな実態把握に努め、迅速な対応をしてほしいと要望しました。また、供給の見通しが立たないことに不安があるので、行政として調達先の確保に取り組んでほしい旨を要望しました。

コメント

マスクの配布は各区の総務課が対応するため、すぐにそうした手はずを整えるとの回答はありませんでしたが、各園からも区の担当者に状況を伝え対策を講じるよう求めていただくことが、大切ではないかと思えます。

要望事項2

横浜市として、保育所利用の保護者に対して、産・育休中や休校などで仕事が休みの場合、家庭での保育を要請(登園自粛)すると共に、保育料の返還措置をとること。

市の対応

保育料の日割り返還の政府の対応は承知しているが、横浜市としては通常の開園を求めているので、家庭保育の協力依頼を出す予定はない。

保問協より

通常の開園をどこも続けていくために、現在の厳しい現状を乗り切るうえで、対応を各園任せにするのではなく、市として通知を出してほしいこと。園の呼びかけで家庭保育に協力していただいても、自治体が通知を出さないと未満児の保育料の返還措置が取られないことから、市として通知を出すことを重ねて要望しました。

コメント

市の感覚では「休校による保育士への影響があまりないのではないか」というような印象を持っているようです(公立の保育士の世代構成と同じような感覚なのでしょうか)。記者発表の場では、記者から、「なぜ政府がそうした措置を取っているのに横浜市はやらないのでしょうか」と疑問が出されました。

要望事項3

保育士配置基準の「柔軟な対応」は、原則行わないこと。休校等をやむを得ず基準以下の配置が予想される場合は、事前に（緊急の場合はその事態が明らかになった時点で）市に届け出るなど、保育環境の悪化を招かないよう園に通知すること。また配置基準以下で発生した事故等における損害と法的責任については、政府と自治体もその責を追うことを明確にすること。

市の対応

安全に保育が出来ることが前提です。事故について民事的責任における損害賠償等について、市が責任を持つことはできない。

保問協より

アンケートではどの園も「柔軟な対応」をせずに、安全を確保する上でも市の配置基準を守るために、今回の困難な中で最大限努力している。しかし、ギリギリの状況のもと配置基準を下回る事態が生じた場合、きちんと市として把握して今後に生かしていくことが必要ではないか。園まかせで「市は知りませんでした」という対応はあり得ない。また、民事における賠償責任を負えないならば、単に政府の文章を横流しにするのではなく、「市は関与できないので全て園の責任で行ってください」という横浜市の一文をつけて通知するなど、市としての対応を明確にすべきと要望しました。

要望事項4

保育園が休園となる措置がとられた場合の、行政による代替保育の紹介・訪問保育について実施主体と具体的方策について明確にすること。

市の対応

休園となった場合、保育園にそうした対応を求めることはありません。政府の方針がそうだったので各園に通知したことで、具体的にどのような形で対応するのか具体的なものは現時点ではない。

保問協より

政府の文書だけではわからないので不安や疑問が広がっている。保護者から聞かれたときに「わかりません」では保護者との信頼関係も問題となる。市としてもっと現場のことを考えて対応してほしいと要望しました。